官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕

○熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（**国税庁**一四）　一
○令和二年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（**同**一五）　二
○令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件（**厚生労働**二八七）　三
○熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（**同**二八八）
○熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（**同**二八九）